

山梨県立中央病院
建築設計業務委託特記仕様書

- I 業務概要 (○印・●印は、●印の付いたものを適用する。)
- 1 業務名称 山梨県立中央病院内視鏡センター増築工事 設計業務委託
(業務範囲 ● 基本設計と実施設計 ○ 実施設計のみ ○ 基本設計のみ)
- 2 計画施設概要
- (1) 施設名称 山梨県立中央病院内視鏡センター
- (2) 敷地の場所 甲府市富士見1-1-1
- (3) 施設用途 病院・事務所
令和6年建設省告示第8号 別添二建築物の類型 第 十 ・ 四 号 用途等 1・1 類
- 3 設計と条件
- (1) 敷地の条件
- a 敷地の面積 31083.92 m²
- b 用途地域及び地区の指定
- 1) 用途地域 第一種中高層専用住居地域
- 2) 防火地域 指定なし 法22条地域
- 3) その他地区等 都市計画区域 市街化区域
- (2) 施設の条件
- a 施設の延べ面積(計画面積) 1,285 m²
- b 主要構造(主たる建物) S 造、地上 2 階、地下 階
- c 耐震安全性の分類 (主たる建物 別棟は別表3-(2)による)
「官庁施設の総合耐震計画基準」による耐震安全性の分類は、以下のとおりとする。
- 1) 構 造 体 II 類 (構造設計用建物重要度係数は
官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
P14 表2・1 表2・2による)
- 2) 建築非構造部 A 類
- 3) 建築設備 甲 類
- (3) 建設の条件
- a 想定工事費 720,500 千円(税込み)
- b 建設工期(予定工期) 令和 8 年 1 月 ~ 令和 9 年 5 月
- (4) 設計と条件については、関連する対象法令による他、次により該当するもの。
- 基本構想
 - 既設地質調査結果(貸与する)
 - その他設計の条件となる事項については報告書にまとめて監督員に提出し、その確認を受けること。
例 地盤状況等(液状化、地盤卓越周期ランク、東海地震対策・予想震度、地表最大加速度)
省エネルギー地域区分
積雪深度
前面道路の幅員 等
都市計画道路の計画の有無

4 建築物以外の設計業務の概要

○ 敷地造成工事	造成面積	m ²
○ 敷地全体の外構工事		
● 当該建物に係る外構工事	工事が既設植栽帯の擁壁に支障を及ぼす範囲	
● 当該建物に係る植栽工事	工事が既設植栽帯の植栽に支障を及ぼす範囲	
● 当該建物に係る舗装工事	増築建物廻りのアスファルト舗装	
○ グランド整備工事	グランド整備工事対象面積	m ²
○ グランド照明設備工事	1KW投光器	灯
○ グランド散水設備工事	散水銃	基補助散水基
○ その他		

5 その他業務の概要

● 地質調査	ハコブーリング 2孔 延べ30m 標準貫入試験30回、室内土質試験4資料、液状化の予測・計算(簡便法)、解析・報告書の作成
● 現況調査	病院南面緑地帯内の既設設備配管等の位置確認のための掘削調査
● その他	医療関係者との打合せ(5回程度)、各種許可申請の届出等(48条3項の許可取直し、開発許可に係る事前相談表の届出)

別表 3- (2) 施設の条件で、設計する建物が複数の場合の棟別概要

建物名称	計画面積m ²	構造	階数	耐震安全性の分類			摘要
				構造体	建築非構造部	建築設備	
内視鏡センター	1,285	S	地上2F 地下 F	Ⅱ	A	甲	
			地上1F 地下 F				
			地上1F 地下 F				
			地上1F 地下 F				
			地上1F 地下 F				
			地上1F 地下 F				
			地上 F 地下 F				
			地上 F 地下 F				
			地上 F 地下 F				
			地上 F 地下 F				

Ⅱ 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「山梨県立中央病院建築設計業務委託共通仕様書」による。

なお、建築士法第24条の7に基づく重要事項の説明について別紙様式に記載の上、発注者に説明を行うこと。

1 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、○印・●印は、●印の付いたものを適用する。（以下同じ）

2 電子納品

本業務は電子納品対象業務と

○ する。

● しないが、製図はCADで行い、電子納品と同様な取り扱いとし、提出を行うこと。

電子納品対象業務とする場合の共通仕様書に基づく各書面に対する署名又は捺印は、成果物であるCD-R等のラベルに直接署名又は捺印を行うことで、これに代えることができるものとする。

詳細は、山梨県県土整備部営繕課電子納品要領（建築設計業務等編）による。

3 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、下記の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。なお「管理技術者等」とは、管理技術者・担当技術者・建築設備資格者を総称している。

(1) 管理技術者の資格要件は次による。

管理技術者については、下記の資格及び経験を有するものとする。また、設計方針・趣旨および意図を的確に把握するとともに、高度な技術能力及び経験を有する者とする。

● 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

○ 建築士法施行規則（平成13年国土交通省令第135号）による建築設備士又は建築士法による一級建築士

○ 技術士相当、または大学卒業後18年以上の実務経験相当の能力を有すること

○ 大学卒業後13年以上の実務経験相当の能力を有すること

○ 大学卒業後8年以上の実務経験相当の能力を有すること

○ 大学卒業後5年以上の実務経験相当の能力を有すること

※実務経験相当とは、大学卒業後の年数に、短大、高専卒業後の場合は5年追加、高校卒業後の場合は10年追加として読み替えるものとする。

(2) 担当技術者の資格要件は次による。

担当技術者については、下記の要件を満たすものとする。また、設計方針・趣旨および意図を的確に判断するとともに、技術能力及び経験を有する者とする。担当技術者の中から、建築（意匠および構造）、電気設備、機械設備の各部門毎の責任者として、主任担当技術者を1名ずつ選定し配置する。

○ 技術士相当、または大学卒業後18年以上の実務経験相当を有すること

○ 大学卒業後13年以上の実務経験相当の能力を有すること

○ 大学卒業後8年以上の実務経験相当の能力を有すること

● 大学卒業後5年以上の実務経験相当の能力を有すること

※実務経験相当とは、(1)に同じとする。

4 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

プロポーザル方式により業務を受注した場合は、参加表明書及び技術提案書又は技術資料において提出した資料を併せて提出するものとする。なお、記載内容が重複する部分については、業務計画書記載事項への記載を省略することができる。

- (1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験年数
平成 20 年 4 月以降の同種又は類似業務の実績
平成 20 年 4 月以降に担当した官公庁発注の業務実績及び手持業務の状況
 - (2) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験年数
平成 20 年 4 月以降の同種又は類似業務の実績
平成 20 年 4 月以降に担当した官公庁発注の業務実績及び手持業務の状況
 - (3) 担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、生年月日、保有資格、実務経験年数
平成 20 年 4 月以降の同種又は類似業務の実績
 - (4) 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力者がある場合）
 - (5) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・実務経験年数（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）
平成 20 年 4 月以降の当該分野における業務の実績・手持業務の状況（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）
- 注）「平成 年 月以降の同種又は類似業務の実績」とは、次の①～③全ての項目に該当する実績をいう。
- ① 平成 20 年 4 月以降に完成引渡し済の設計業務実績（建物の竣工の有無は関係ない）
 - ② 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）
 - ③ 次を満たす施設の設計業務実績
 - (ア) 同種業務の実績における対象施設は、 400床以上の病院 とする。
 - (イ) 類似業務の実績における対象施設は、 病院等の医療施設 とする。
- (6) 業務実施工程表
 - (7) 業務体制表

5 プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、参加表明書及び技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

6 設計業務の範囲

- (1) 一般業務の範囲
 - a 基本設計
 - 建築（意匠）基本設計（昇降機含む）
 - 建築（構造）基本設計
 - 電気設備基本設計
 - 機械設備基本設計

b 実施設計

- 建築（意匠）基本設計（昇降機含む）
- 建築（構造）実施設計
- 電気設備実施設計
- 機械設備実施設計

(2) 追加業務の内容及び範囲（写真撮影はデジタルカメラ（200万画素以上）による）

- 建築積算業務
（積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、複合単価（代価表・別紙明細・見積検討を含む）等の作成、見積徴収及び見積一覧表の作成）
- 電気設備積算業務
（積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、複合単価（代価表・別紙明細・見積検討を含む）等の作成、見積徴収及び見積一覧表の作成）
- 機械設備積算業務
（積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、複合単価（代価表・別紙明細・見積検討を含む）等の作成、見積徴収及び見積一覧表の作成）
- CGパース（現地写真に合成したもの）着色 A3版 1面
- 透視図作成及び写真撮影 透視図 着色 A 判 面 額有り
- 模型製作及び写真撮影 縮尺 1／200～300 着色透明樹脂製ケース 基
無着色 基
- 建築確認申請手続き業務（関係資料及び申請書作成業務は一般業務に含む。）
- 関係法令等に関する各種申請書類の作成及びその申請手続き業務
- コスト縮減検討中間報告書の作成
基本設計時に、監督員と協議し、次の事項についてとりまとめを行う。
 - ① コスト縮減対策として有効なものとして採択した事項
 - ② 今後の実施設計の中で具体的に検討のうえ採否を決めるべき事項
- コスト縮減検討報告書の作成
実施設計時に、監督員と協議し、次の事項についてとりまとめを行う。
 - ① コスト縮減検討中間報告書に記載した事項の、実施設計段階での検討結果（コスト縮減提案の最終採否）
 - ② その他、実施設計時にコスト縮減対策として採択した事項
- ユニバーサルデザイン検討報告書の作成
公共建築のユニバーサルデザインに関する指針（H20.4 県土整備部営繕課）に基づき、チェックシート等を提出する。
- 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務
- 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- 概略工事工程表
- 電波障害対策等に必要な資料の収集及び机上検討業務
- 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務
- 住民説明に必要な資料の作成
- 法令上（建築基準法、消防法等）必要となる既設建物の改修設計は、監督員と協議を行うこと。

7 業務の実施

(1) 一般事項

- ① 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- ② 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- ③ 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- ④ 一貫構造計算プログラムを使用する場合は、監督員と協議する。
- ⑤ 工事費概算書の作成にあたり、使用する単価、数量について、監督員と協議を行うこと。
- ⑥ 追加業務に積算業務がある場合は、国土交通省営繕工事積算チェックマニュアル〈建築工事編〉、〈電気設備工事編〉、〈機械設備工事編〉の記入を行う。
- ⑦ 設計図書等に用いる用紙は、受注者の負担とする。
- ⑧ 提出物及び打合せに使用する紙類は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の判断基準を遵守する。
- ⑨ プロポーザル方式により設計業務を受託した場合は、技術提案書により提案した内容を当該業務に反映させるよう努めること。
- ⑩ 個人情報の保護に努めること。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、その内容を書面により速やかに提出する。

- a 業務着手時
- b 基本方針策定前及び基本設計着手前
- c 実施設計着手前
- d 積算着手前
- e 監督員又は管理技術者が必要と認めたとき

(3) ウィルス対策

業務にあたっては、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

(4) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

※ 「国営HP」とあるのは国土交通省官庁営繕部のホームページからダウンロードできます。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_index.htm

- | | |
|----------------------|--------------|
| a 共通 | (年 版 等) |
| ● 官庁施設の基本的性能基準 | (最新版 国営HP) |
| ● 官庁施設の基本的性能に関する技術基準 | (公共建築協会) |
| ○ 官庁施設の総合耐震・津波計画基準 | (最新版 国営HP) |

- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (最新版 国営HP)
 - 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 (最新版 国営HP)
 - 官庁施設の防犯に関する基準 (最新版 国営HP)
 - 官庁施設の環境保全性に関する基準 (最新版 国営HP)
 - 官庁施設の環境保全に関する診断・改修計画基準 (最新版 国営HP)
 - 公共建築工事積算基準 (最新版 国営HP)
 - 公共建築工事標準単価積算基準 (最新版 国営HP)
 - 公共建築工事共通費積算基準 (最新版 国営HP)
- b 建築
- 建築工事設計図書作成基準 (最新版 国営HP)
 - 敷地調査共通仕様書 (最新版 国営HP)
 - 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） (最新版 国営HP)
 - 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） (最新版 国営HP)
 - 木造建築工事標準仕様書 (最新版 国営HP)
 - 建物解体工事共通仕様書 (最新版 国営HP)
 - 建築設計基準 (最新版 国営HP)
 - 建築改修設計基準 (最新版（建築保全センター）)
 - 建築構造設計基準 (最新版 国営HP)
 - 建築工事標準詳細図 (最新版 国営HP)
 - 擁壁設計標準図 (最新版（公共建築協会）)
 - 構内舗装・排水設計基準 (最新版（公共建築協会）)
- c 建築積算
- 公共建築数量積算基準 (最新版 国営HP)
 - 公共建築工事内訳書標準書式〔建築工事編〕 (最新版 国営HP)
 - 公共建築工事見積標準書式〔建築工事編〕 (最新版 国営HP)
- d 設備
- 建築設備計画基準 (最新版 国営HP)
 - 建築設備設計基準 (最新版 国営HP)
 - 建築設備工事設計図書作成基準 (最新版 国営HP)
 - 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） (最新版 国営HP)
 - 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） (最新版 国営HP)
 - 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） (最新版 国営HP)
 - 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） (最新版 国営HP)
 - 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） (最新版 国営HP)
 - 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） (最新版 国営HP)
 - 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解 (最新版 国営HP)
 - 建築設備耐震設計・施工指針 (国土交通省国土技術制作総合研究所)
 - 建築設備設計計算書作成の手引き (最新版（公共建築協会）)

e 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準 (最新版 国営HP)
- 公共建築工事内訳書標準書式〔設備工事編〕 (最新版 国営HP)
- 公共建築工事見積標準書式〔設備工事編〕 (最新版 国営HP)

(5) 資料の貸与及び返却

貸出し簿に、貸し出した日付、図書の種類、図面の種類及び完成図等の種類等を記入のうえ、山梨県立中央病院企画経理課施設管理担当にて貸し出す。また、貸し出した資料はその必要がなくなった時点で速やかに返却し、貸出し簿に返却日を記入する。

貸与する資料

- 基本構想
- 既設地質調査結果報告書
- 用地測量図
- 改修・増築等の場合は既存の図面（貸与された図面と現場の整合を確認すること。）
- 既設建物の建築確認済証、工事完了通知書等

(6) 指定部分の範囲

(7) 成果物の提出場所

監督員と協議のうえ、指定された日時に、指定された場所へ提出する。

なお、成果物提出一覧表を作成し、業務で要求されたものが納品されることを、発注者・受注者双方で確認できるようにすること。

(8) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(9) 業務実績情報の登録について

請負金額100万円以上の業務は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に登録すること。登録内容について監督員の確認を受けること。また、業務完了通知検査後速やかに登録の手続きを行うとともに、登録が完了したことを証明する資料を遅滞なく監督員に提出すること。

8 その他

(1) 一貫構造計算プログラムは、建築基準法に基づく指定性能評価機関による性能評価に基づき国土交通大臣の認定を受けたプログラムを用いる。大臣認定取得のため、性能評価申請中の一貫構造計算プログラムを使用しても良い。これら以外のプログラムを使用する場合は、監督員と協議する。

(2) 基本設計における計画説明書には、設計上特に留意した事項、建物の特徴等を明記するために、省エネルギー対策、構造計画、身障者対策、環境への配慮、景観対策及び文化性の付与等基本的な考え方を中心に、設計主旨をまじえ記載すること。

(3) 建築確認通知書等

① 建築基準法第6条の規定による建築確認通知（構造計算適合判定を含む）が必要な場合は、委託期間内に確認済証を取得することを原則とする。ただし、業務委託完了時に確認済証の交付に至らない場合は、その理由及びその対応策等を記載した報告書を提出し監督員の承諾を得ること。

② 建築確認通知書の申請内容不備に起因する再申請にかかる費用については、受注者が負担すること。

③ 建築確認通知書の提出及び確認済証の取得時期を業務計画表に記し、監督員の承諾を得ること。

④ 建築確認通知書は、許可申請等の作成を含むものとする。

図面等の添付書類等は折りたたみ紙袋等に入れ通知書に添付する。

建築確認通知書の設計者は管理技術者とし、建築設備に関して意見を聞いた者の氏名は電気設備及び機械設備のそれぞれの担当者とする。

(4) 設計上の留意事項

① 設計の理念

a 県の公共建築の整備に対する基本的な考え方を明確にした「山梨県公共建築整備指針」や県有建築物の長寿命化のために必要な事項を定めた「県有建築物長寿命化指針」を十分に理解した上で、設計を行うこと。

b 公共建築物の社会的使命と機能を十分に認識し、社会性、合理性、耐久性、及び維持保全性等を研究し、設計しなければならない。

c 建築物の敷地条件、自然条件及び社会条件を十分に研究し、「山梨県景観条例」を遵守して創造性、美観性、機能性を発揮し、山梨県の風土を活かして県民にとって親しみやすく、文化性の高いものを設計しなければならない。

d 配置計画、意匠計画、構造計画及び設備計画は、建物の用途・目的等を考慮して省エネルギー・省資源対策及び環境に配慮すると共に「山梨県障害者幸住条例」及び「公共建築のユニバーサルデザインに関する指針」に基づき、すべての人に配慮した設計を心がけること。

② 公共事業という意識を念頭に、公平性を確保する意味から、特定のメーカーを意識させるような図面の表現はしないこと（メーカー提供のCADデータの”生のすがた”での使用は原則として認めない）。

ただし、納まり上や何らかの理由により、姿図を描かなければ設計の意図が伝達できないような場合は、外形図等とし文字による仕様の書き込みで表現すること。

(5) 再委託申出書等の提出

再委託（変更も含む）する場合には、金額・業務内容の如何にかかわらず、再委託（変更等）申出書を提出し、承諾を得ること。また、同時に「再委託体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、監督員へ提出するものとする。

(6) その他

① 積算業務について

- a 単価表に存在する項目については、積算根拠があるので単価資料の提出は必要ない。
- b 単価表にない項目については、見積書、比較表、歩掛かり等の積算可能な資料を提出するものとする。（基本的にエクセルとする）
ただし、公共建築工事積算基準にない、特殊機器や材料を使用（又は指定）している等の場合は、積算可能な資料を提出するものとする。
また、単価表から選択入力した後に名称、適用等に加工作を加えた場合はワープロ入力扱いとなり、単価の自動取得がシステム上出来なくなるので、その項目については積算可能な資料の提出を必用とする。
- c その他、監督員から指示のある資料の提出を行う。

② 一般業務のうち委託業務に含まれない業務について

- a 令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項「基本設計に関する標準業務」のうち、次の業務
 - の全部
 - の一部
- b 令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項「基本設計に関する標準業務」のうち、次の業務
 - の全部
 - の一部

③ 業務進捗状況報告書（インターネットメールでの提出）

毎月月末までの状況報告書(任意の書式)を作成して、翌月の10日までに提出すること。

④ 公共事業景観検討の実施

- 本業務は、「公共事業景観検討実施要領」に基づき、自己点検チェックシート及び景観アドバイザー会議を実施するものとする。
なお、景観アドバイザー会議は、原則として2回の開催を予定している。
「公共事業景観検討実施要領」については、景観づくり推進室ホームページを参照のこと。
HPアドレス：http://www.pref.yamanashi.jp/kendosui/kokyo_shishin.html

成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成 果 物 等	原 図	陽画焼	製 本 形 態	摘 要 (A 1判以外は特記)
建築（意匠・構造） ● 建築計画概要書 建物概要 配置計画 動線計画 意匠計画 景観計画 色彩計画 セキュリティー計画 防災計画 外構計画 植栽計画 雨水排水計画 仮設計画 昇降機設備図面等	各 1 部	1 部	2つ折り（A4）	
その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討				
● 建築基本設計図 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面）				
● 構造基本計画書	各 1 部	1 部	2つ折り（A4）	
● 構造計画概要書	各 1 部	1 部	2つ折り（A4）	
● 工事費概算書	各 1 部	1 部	2つ折り（A4）	
● 各種技術資料	各 1 部	1 部	2つ折り（A4）	

成 果 物 等	原 図	陽画焼	製 本 形 態	摘 要 (A 1判以外は特記)
電気設備 ● 現地調査書 ● 電気設備基本計画概要書 電気設備計画概要 電気設備方式選定検討書 概略計算書 防災設備計画書	各 1 部 各 1 部	1 部 1 部	2つ折り (A 4) 2つ折り (A 4)	
その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び				
● 電気設備基本設計図 ● 工事費概算書 ● 各種技術資料	各 1 部 各 1 部 各 1 部	1 部 1 部 1 部	2つ折り (A 4) 2つ折り (A 4) 2つ折り (A 4)	
機械設備 ● 現地調査書 ● 機械設備基本計画概要書 機械設備計画概要 各機械設備方式選定検討書 概略計算書 防災設備計画書	各 1 部 各 1 部	1 部 1 部	2つ折り (A 4) 2つ折り (A 4)	
その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び				
● 機械設備基本設計図 ● 工事費概算書 ● 各種技術資料	各 1 部 各 1 部 各 1 部	1 部 1 部 1 部	2つ折り (A 4) 2つ折り (A 4) 2つ折り (A 4)	
そ の 他 ○ 透視図 ○ 模型 ○ コスト縮減検討中間報告書 ● 設計説明書 ● 各記録書 ○ パンフレットの作成	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 1 式 各 1 部	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 部	— — 2つ折り (A 4) 2つ折り (A 4)	

(注) : 提出部数については、監督員との協議による。

- : 電気設備及び機械設備の成果物は、建築（意匠・構造）基本設計の成果物の中にも含めることもできる。
- : 建築計画概要書、建築基本設計図は、監督員と協議のうえ、適宜追加・削除することができる。
- : 建築・電気設備・機械設備の成果物は、原則として形態は2つ折り（A4）同一製本とするが、詳細は監督員と協議する（サイズはA4に統一することを原則とする）。
- : その他の資料についても上記と同様とする。
- : 電子データ等の提出については、監督員と協議する。

なお、電子納品適用対象業務にあっては、山梨県県土整備部営繕課電子納品要領による。

9 成果物、提出部数等
(2) 実施設計

成 果 物 等	原 図	陽面焼	製 本 形 態	摘 要 (A 1判以外は特記)
建築（意匠） ● 建築（意匠）設計図 図面リスト 工事区分表 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図（（各階） 平面詳細図 断面詳細図 部分詳細図 建具表 外構図 昇降機設備図面等 ● 建築確認通知書 ● 各種計算書	各 1 部 各 1 部 各 1 部			(2-2) 実施設計の成果物としてのまとめ方（図書の種類）と提出部数及びその形態を参考に作成する。
建築（構造） ● 建築（構造）設計図 仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 標準詳細図 部分詳細図 ● その他	各 1 部			(2-2) 実施設計の成果物としてのまとめ方（図書の種類）と提出部数及びその形態を参考に作成する。

成 果 物 等	原 図	陽画焼	製 本 形 態	摘 要 (A 1 判以外は特記)
● 給排水衛生設備設計図 - 図面リスト - 工事区分表 - 仕様書 - 敷地案内図 - 配置図 - 給排水衛生設備配管系統図 - 給排水衛生設備配管平面図（各階） - 消火設備系統図 - 消火設備平面図（各階） - 排水処理設備図 - その他設置設備設計図 - 部分詳細図 - 屋外設備図 - さく井設備図 - 特殊設備図 - 桧の一覧表 ● 空気調和設備設計計算書 ● 給排水設備設計計算書 ● 建築確認通知書	- 各 1 部 - 各 1 部 - 各 1 部			

成 果 物 等	原 図	陽画焼	製 本 形 態	摘 要 (A 1判以外は特記)
積 算 建 築 ● 積算数量調書 ● 積算数量算出書 ● 複合単価等作成資料 ● 見積書、見積一覧表 ● 建築工事費内訳書 ● 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編） 電 気 設 備 ● 積算数量調書 ● 積算数量算出書 ● 複合単価等作成資料 ● 見積書、見積一覧表 ● 電気設備工事費内訳書 ● 営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編） 機 械 設 備 (空調調和と給排水に分離することもある) ● 積算数量調書 ● 積算数量算出書 ● 複合単価等作成資料 ● 見積書、見積一覧表 ● 機械設備工事費内訳書 ● 営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編）	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部			(2-2) 実施設計の成果物としてのまとめ方（図書の種類）と提出部数及びその形態を参考に作成する。

(2-2) 実施設計の成果物としてのまとめ方（図書の種類）と提出部数及びその形態

	図書の種類	原図以外の 提出部数	形態	備考
1	発注用設計図書	各工事 1 部	黒表紙ビス止め（ひもとじも可） 金文字本製本	発注工事毎に工事費内訳書・設計図（A3への縮小図面とし両面コピーは可）を一括製本
2	設計図面	各工事 2 部	製本（表紙文字）	2つ折り製本 背表紙文字共 ☒ 一括製本 ☐ 分割製本 （建・電・機）
3	縮小図面 （A3）	各工事 5 部	同 上	2つ折り製本 背表紙文字共 ☒ 一括製本 ☐ 分割製本 （建・電・機）
4	閲覧用設計図面	各工事 1 部	CD-R	Cadデータからpdfファイルへの変換を行い、CD-Rでの提出を行う （1部）
5	工事費内訳書	各工事 1 部	同 上	作成した内訳書を各工事ごとにCD-Rで提出する （1部）
6	構造計算書	1 部	ファイル綴じ	計算データ・プログラムの評定等を含む
7	設備計算書	各工事 1 部	同 上	計算データを含む
8	省エネルギー関係計算書	各工事 1 部	同 上	省エネルギー対策説明を含む
9	建築確認通知等	法手続きに必要な部数		各施設毎にとりまとめ作成し提出する。
10	積算数量調書	各工事 1 部	ファイル綴じ	各工事毎にまとめ作成する。一位代価を含む
11	積算数量算出書	各工事 1 部	同 上	各工事毎にまとめ作成する。一位代価を含む
12	積算チェックマニュアル	各工事 1 部	同 上	各工事毎にまとめ作成する。
13	メーカー見積書	各工事 1 部	同 上	各工事毎にまとめる
14	各種技術資料	各工事 1 部	同 上	各工事毎にまとめる
15	概略工事工程表	各工事 1 部	同 上	各工事を一括してまとめる
16	既設調査報告書（現況写真）	各工事 1 部	同 上	各工事毎にまとめる
17	各記録書	各工事 1 部	同 上	官公署、電気・ガス・水道等の供給者及び関係者等との協議書

注） ・ 既設調査報告書の内容については、監督員と協議を行うこと。

・ ファイル綴じのものについては、インデックスを付け一緒にしても良い。ただし、原則として、建築・電気設備・機械設備の発注工事単位毎とする。

・ 提出部数については、原則として記入してあるので、監督員と協議を行うこと。